

子ども・子育て支援新制度市民説明会 質問及び回答

1 説明会

番号	質問	回答
1	西東京市の運営基準はどのようなスケジュールで、どのような手順・審議で定められていくのか。市民の意見はどのように、反映されていくのか。具体的な参酌する基準などの細かい内容について西東京市の方針を明らかにした後、市民の意見を聞き、内容に反映してほしい。	国では9月までに条例の策定といわれている。西東京市では7月中におおむね審議を終えたいと考えています。市民の意見として、今回の説明会で出された意見を今後の子ども子育て審議会に反映させたいと考えています。現状の学童クラブと保育所の基準については、現状を維持していきたいと考えています。具体的には、今後の子ども子育て審議会において方向性を確定していきます。
2	市は、今日の説明会で説明責任を果たしていない。西東京市の方針を示して、市民の意見を聞くものが市民説明会だと思う。運営基準(入所基準)については、子ども子育て審議会任せにするのではなく市民の声を聞く場を設定してほしい。	ご意見として承ります。
3	子ども子育て審議会が7月中に認可基準等をまとめた後に、市民説明会の開催はあるのか。市民説明会を開催する予定がない場合、条例案に対するパブリックコメント等、市民の意見を聞く仕組みを実施する予定はあるのか。	予定はありません。
4	市民説明会での質疑は記録され公開するという段取りは決められているのか。ほとんど回答が保留となっている。保留事項を把握し回答する義務があると思う。	市民説明会での質疑について子ども子育て審議会にて報告を行い、審議された内容を市のHPで公表します。
5	西東京市が今後どのように変わっていくか解りづらく、資料が不十分である。新制度に伴う条例で定める基準について、口頭で説明された内容を入れた詳細な資料を作成し、改めて市民アンケートを取っていただきたい。	ご意見として承ります。
6	基準等について、細かい部分の意見がたくさんあるが、市民の意見がどの様に反映されているかを市民に説明する場をもっと作ってほしい。	ご意見として承ります。

※回答補足:説明会の開催につきましては、審議会にて議論を重ねてまいりますので、日程的に困難でございます。

2 子ども子育て審議会

番号	質問	回答
7	子ども子育て審議会が審議されている概要を示してほしい。	今回説明をした内容が子ども子育て審議会にて審議されている内容です。
8	子ども子育て審議会の会議録公開が1か月半かかっているが、改善されているのか。	改善を進めています。全庁的な手続きや委員への確認等があるため、一定の時間は必要です。子ども子育て審議会の資料については、10日以内にHPにて公開しています。

番号	質 問	回 答
9	運営基準や保育基準の詳細部分が検討される子ども子育て審議会が、いつ開催され、どのように説明され、市民の意見が反映されているかを示してほしい。基準は子どもが育つために大切なものなので、慎重な審議をお願いしたい。	ご意見として承ります。
10	子ども子育て審議会について、Q&Aのように解りやすい資料を作成してほしい。	解りやすいものとなるよう努力いたします。
11	運営基準(入所基準)に定められる具体的な手続きの中に、市民の意見はどのように組み込まれていくのか。	今後、審議会で議論を行ってまいります。
12	子ども子育て審議会委員の中に、保育園に通う児童の保護者が1名ということだが、今年度に新しい委員を募集し、人数を増やすことは可能か。	保護者は現在3名います。増やすことは難しいですが、ヒアリング等で保護者の声を子ども子育て審議会に反映させたいと考えております。
13	対市交渉の場での回答とほとんど同じだが、審議は進んでいるのか。	子ども子育て審議会の審議の状況は、議事録等をHPで公開させていただいています。

3 待機児童対策

番号	質 問	回 答
14	なるほどBOOKに示されている内容(事業)の中で、西東京市として優先する事項は何か確認したい。	子ども子育て審議会で議論を行い決定していきます。
15	量の見込みで、保育2・3号で1350名ほどの供給不足があると説明があったが、平成27年度の新制度スタート時点でどれだけ西東京市は施設を増やし対応するのか。	平成27年度に向けて、認可保育所2か所・小規模保育1か所・家庭的保育1か所を予定しています。また、既存の公立保育所の0歳児定員を一時的に減らし、1歳児の受け入れを増やしています。これらで、概ね200名程度の定員を確保しています。

4 幼稚園・保育園関係

番号	質 疑	回 答
16	児童福祉法第24条では、保育所における保育は市町村が実施するとあるが、市町村が実施する保育についてどのように考えるか。例えば、公立園は、4/1の入園見込数で運営費が決まるが、私立園は毎月1日の在園数で金額が決まる。このような公私の不均衡についてどのように考えるか。	ご意見として承ります。
17	西東京市には認定こども園がひとつもないが、こども園が増えれば、保育が必要な子どもの受け皿も増えるのではないかと思うが、認定こども園移行について市の考えを聞きたい。	西東京市では認定こども園の普及促進を図るという方針です。市内の私立幼稚園の意向を踏まえながら、実施していきたいと考えている。
18	幼稚園からの認定こども園への移行は待機児解消となるが、保育所が認定こども園になる場合は、待機児解消に逆行するのではないか。市として保育所の認定こども園への移行をどのように考えているか。	認定こども園移行に対する方針は、保育所も幼稚園と同様と考えています。
19	小規模保育所はA・B・C型があるが、違いを公表する予定があるか。	保育施設申込みの際の資料については、詳細を公表します。

番号	質 問	回 答
20	家庭福祉員は新制度にすべて移行するためには、調理員の配置規定等があり時間がないのではないかと考えます。	家庭的福祉事業者の中には、古くから実施されている事業者もいるため、施設設備や保育内容についても確認が必要だと考えている。新制度へ移行する事業者については、調理員や連携施設等について5年間の経過措置を設けています。
21	認証保育所は東京都の制度だが、東京都が事業を終了した際に西東京市は補助を行ってくれるのか。認証保育所が受け入れている人数は多いと思うが、市は認証保育所についてどのように考えているのか。小規模保育B型に移行する場合は、規模が縮小するため待機児対策に逆行するのではないかと。	認証保育所が待機児の受け皿として大きな役割をはたして頂いていると考えています。東京都は、事業を維持すると聞いています。今後も事業が継続されるよう市から要望をしていきます。
22	認証保育所から3月議会に子ども・子育て支援新制度の条例制定に関して意見を提出し、主旨採択されている。主旨採択された内容について、どのように条例・制度等に反映する予定か。	市議会で提出された陳情について、子ども子育て審議会で報告をしています。市として実施することを明確にし、進めていきたいと思っています。
23	新制度移行後は、保育所の申込みの際に、小規模保育や保育ママも認可保育所と同様に選択できるようになると思うが、認証保育所の新制度での位置づけはどのようになるのか。	東京都独自の制度のため、国の基準である新制度にそのまま移行することはありません。東京都は、認証保育所の制度を維持するとの考えが示されています。今後は、認証保育所事業者への意向調査を実施する予定です。
24	認証保育所から認可保育所へ移行の希望がある場合は、認証保育所は認可保育所になれるのか。	ニーズ調査の結果や子ども子育て審議会の議論を踏まえ、国基準の施設設備や職員配置を満たす施設なのか等を確認しながら、事業者の移行希望を調査します。
25	認証保育所にいる在園児は、認可保育所に移行した際にどのような処遇対応となるのか。保育認定の件や、保育所を移らなくていけない児童などができてしまうような事が起こっては困る。西東京市はどのように考えているか。	新制度では「保育の必要性の認定」が必要となります。入所要件や施設の定員を考えながら、在園児童に対しては、今後検討を行い最大限配慮します。
26	保育料(利用者負担額)は国から仮単価が示されているが、西東京市の保育料はいつ頃、保護者に説明されるのか。	今後内容を分析し、保育料設定にあたります。現行の保育料を決定する基準は、所得税額ですが、新制度の基準は住民税に変わります。平成27年度の保育料は、現在と大きく変更がないように設計したいと考えています。そのうえで、平成27年度中の子ども子育て審議会において、平成28年度以降の保育料について、審議していきたいと考えています。
27	「保育を必要とする事由」の「育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」について、西東京市の現行制度では、出生児童が満1歳6か月になる月の末日までに復職せずに育児休業を延長する場合は、在園児は退園をしなくてはならないが、西東京市は新制度における「育児休業」の解釈をどのように行ない、現行制度を改正する考えがあるのか。	保育の必要性については、内容全体について今後検討が必要と考えております。

番号	質 問	回 答
28	利用定員とは、1施設の定員の中で2号・3号それぞれの利用定員を定めるということか。また、保育標準時間と保育短時間の定員枠を定めて運用するということか。	施設事業者が、新制度における給付を受ける際に西東京市による「確認」を受けることとなります。その際に現在の認可定員を上限として「利用定員」を設定します。保育標準時間と保育短時間の定員枠については、今後検討していきます。
29	現行制度では、認証保育所から認可保育所に入所する際に、育児休業中の者は復職しないと認可保育所へ入所できない。認可保育所と認証保育所との条件の違い等を加味しながら、新制度の基準を検討してほしい。	ご意見として承ります。
30	保育必要量の認定に関する事項で、「就労実態」とあるが、現行制度でも、通勤時間、日常的な残業、頻繁な勤務先の変更等の問題があり、市は「就労実態」をどのように考えているか。	「就労実態」の取り扱いについては、現行どおりです。

5 要望

番号	質 問	回 答
31	平成21年1月に実施された次世代育成支援行動計画ニーズ調査が行われ、作成されたプランとこれまでの実行内容を教えてほしい。	次世代育成支援対策推進法に基づき目標事業量を作成し、子ども子育て審議会において評価を実施する予定です。目標事業量は概ね達成しています。

6 市民説明会概要

- (1) 日時 平成26年7月6日(日)午前10時から正午まで
- (2) 参加人数 160名
- (3) 質問者 12名(質問数31件)

7 市民アンケート

- (1) アンケート提出者数 68名(質問数156件)